

○神奈川県川崎競馬組合人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例

(平成17年7月21日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に
基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この条において同じ。）に係る次に掲げる事項について、神奈川県川崎競馬組合管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他管理者が必要と認める事項

(管理者の公表)

第3条 管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末日までに、その概要を公表しなければならない。

(公表の方法)

第4条 前条の規定による公表は、神奈川県川崎競馬組合事務所内の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、人事行政の運営等の状況に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。